様式第3号（第7条関係）

**３階直結直圧式給水条件承諾書**

　年　月　日

佐賀西部広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　　　様

申請者　住 所

（所有者)　氏 名　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 |  |
| 建物名称 |  |

３階建て建物への直結直圧式給水を行うにあたり、施設を適切に維持管理するとともに、下記条件を承諾します。

１．使用者への通知について

直結直圧式給水の特徴を理解し、使用者(賃借者)等に下記条件を周知させるとともに、出水不良時には解消のため全面的に協力し、企業団への苦情等を一切申し立てしません。

1. 漏水等による事故及び水道施設工事の際、断水又は水圧低下に伴い、一時的に出水不良が生じる場合があること。
2. 渇水時対策等の制限給水時には、３階部の給水栓で断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。
3. 通常時においても、時間帯によっては、３階部の給水栓で水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。

２．出水不良に対する対応について

上記の理由による出水不良又は給水装置の用途変更(専用住宅から店舗等への変更)により、給水に支障を来す場合には、所有者の負担で、給水方式を変更することにより対応します。

３．既設配管使用の責任について

既設の受水槽以下の配管を使用し、直結直圧式給水に変更した場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者の責任において解決するとともに、企業団の指示に従い速やかに改善します。

４．給水装置の維持管理について

給水装置の維持管理については、メーターより下流側は所有者又は使用者の管理範囲とし、漏水等においては責任をもって修繕します。また、逆止弁等の保守点検においても責任をもって対応します。

５．メーターの管理及び取り替えについて

水道メーターは検針に支障のない場所に設置し維持管理します。なお、支障が生じた場合は、企業団の指示に従い、所有者の負担で速やかに改善します。また、計量法（平成４年法律第５１号）に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による交換には、企業団に協力し交換時に断水することを承諾します。

６．所有者の変更について

所有者を変更するときは、変更後の所有者にこの直結直圧式給水に付された条件について継承し、速やかに企業団へ関係書類を提出します。

７．条例・規程の遵守について

上記各項のほか、取り扱い上必要な事項については、佐賀西部広域水道企業団給水条例、同施行規則、給水装置工事施工基準書等を遵守します。

８．上記以外のその他について

上記各項の承諾条件について、所有者は全ての関係者に周知徹底を図り、直結直圧式給水に起因する紛争が生じたときは当事者間で解決し、企業団には一切迷惑をかけません。